

「肥料価格高騰対策事業」の概要（裏面）

○事業の対象となる肥料

価格高騰の影響を受けた本年秋肥（令和4年6月～10月に注文）と、来年春肥（令和4年11月～令和5年5月に注文）で、実際に購入（領収・請求）し、注文書（店頭購入時不要）と領収書（又は請求書）があるもの。

○支援対象となる農業者

農業経営者（農・畜産物の販売実績を販売伝票などで確認できること）で化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組を下記の表から2つ以上選択して行うもの（取組可能なものを選択、取組済のものも選択可※）

ア 土壌診断による施肥設計	イ 生育診断による施肥設計	ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	エ 堆肥の利用	オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）
カ 食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外）	キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用	ク 緑肥作物の利用	ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用
サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む）	シ 局所施肥の利用※	ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用	セ 施肥量・肥料銘柄の見直し※	ソ 地域特認技術の利用

※ 既に取り組済のものを選択する場合は、取組の強化が必要です。

なお、有機農業や特別栽培を実施している場合は例外があります。

シ※ 側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等

セ※ 化学肥料の使用量及びコスト低減の観点による（ア～スに係るものを除く）

○申請方法など

農業協同組合、農業者の組織する団体、民間事業者等から県協議会に申請する。

○申請に必要なもの

- ① 注文書（店頭購入時不要）と領収書（又は請求書）
- ② 化学肥料低減計画書（2つ以上の取組を選択した計画書）
- ③ 農・畜産物の販売実績が分かる販売・出荷伝票など

○支援の内容

前年度から増加した肥料費の7割（下記計算式による）を支援

$$\text{支援金} = \text{当年肥料費} - (\text{当年肥料費} \div \text{価格上昇率}(\text{※}) \div \text{使用量低減率}(0.9)) \times 0.7$$

※価格上昇率は統計データを基に国が決定します

○事業情報について（農林水産省の事業ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/220729.html